|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 必 要 な 書 類 の 種 類 | | | 様式  番号 | 登録申請 | | 備　　考 |
| 新規 | 更新 |
| 許　可 申 請 書 | | | ５ | ○ | ○ |  |
| 申請者  に関す  る書類 | 法人 | 登記簿の謄本 |  | ○ | ○ |  |
| 定款又は寄付行為 |  | ○ | ○ |  |
| 役員の住民票の写し |  | ○ | ○ | 本籍地記載 |
| 役員の登記されていないことの証明書 |  | ○ | ○ | 法務局で取得 |
| 個人 | 住民票の写し |  | ○ | ○ | 本籍地記載 |
| 登記されていないことの証明書 |  | ○ | ○ | 法務局で取得 |
| 法定代理人 | 住民票の写し |  | ○ | ○ | 本籍地記載 |
| 登記されていないことの証明書 |  | ○ | ○ | 法務局で取得 |
| 株式及び出資の額が１００分の５以上の所有者に関する書類 | 住民票の写し |  | ○ | ○ | 本籍地記載 |
| 登記されていないことの証明書 |  | ○ | ○ | 法務局で取得 |
| 登記事項証明書（株主が法人） |  | ○ | ○ | 住民票は本籍地記載  登記されていないことの証明書は法務局取得 |
| 令第５条に規定する使用人に関する書類 | 住民票の写し |  | ○ | ○ | 本籍地記載 |
| 登記されていないことの証明書 |  | ○ | ○ | 法務局で取得 |
| 誓　　　約　　　書 | | |  | ○ | ○ |  |
| 解体業の用に供する施設の所有権又は使用する権限を有することを証する書類 | | |  | 〇 | × | 賃貸契約書、購入契約書の写し等 |
| 解体業の用に供する施設  （積替え又は保管場所を含む。）の構造を明らかにする図面等 | | 平面図 |  | 〇 | × |  |
| 立面図 |  | 〇 | × |  |
| 断面図 |  | 〇 | × |  |
| 構造図 |  | 〇 | × |  |
| 設計計算書 |  | 〇 | × |  |
| 施設付近見取図 |  | 〇 | × |  |
| 施設の写真 |  | 〇 | × |  |
| 事業計画書 | | |  | 〇 | 〇 |  |
| 収支見積書 | | |  | 〇 | 〇 |  |
| 標準作業書 | | |  | 〇 | × |  |

**自動車リサイクル法の解体業許可申請に関する必要な書類一覧**

自動車リサイクル法の解体業許可申請には、次の一覧表に挙げる書類が必要です。新規、更新許可申請について、提出する書類を確認の上、大分市廃棄物対策課へ提出してください。なお、提出部数は１部ですが、収受日付印のある控えが必要な場合は、提出の際にもう１部ご準備ください。また、表中の記号については、以下のとおりです。

　〇＝必ず提出する　　×＝提出不要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 必要な書類の種類 | | | 様式番号 | 変更届出 | 備考 |
| 変更届出書 | | | ７ | ○ |  |
| 誓約書 | | |  | ○ |  |
| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった場合 | 個人 | 住民票の写し |  | ◇ | 本籍地記載の住民票 |
| 登記されていないことの証明書 |  | ◇ | 法務局で取得 |
| 法人 | 登記事項証明書 |  | ◇ | 法務局で取得 |
| 定款又は寄付行為 |  | ◇ |  |
| 事業所の名称及び所在地並びに事業の用に供する施設の概要又は、解体を行う事業所以外の場所で使用済自動車、解体自動車の積替え又は保管を行う場合に所在地、面積、保管の上限に変更があった場合 | 平面図 | |  | ◇ | 解体業の用に供する施設  （積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面等 |
| 立面図 | |  | ◇ |
| 断面図 | |  | ◇ |
| 構造図 | |  | ◇ |
| 設計計算書 | |  | ◇ |
| 施設付近見取図 | |  | ◇ |
| 施設の写真 | |  | ◇ |
| 解体業の用に供する施設の所有権又は使用ずる権限を有することを証する書類 | |  | ◇ | 賃貸契約書、購入契約書  の写し |
| 法人にあっては、その役員の氏名及び住所に変更があった場合 | 新任役員の住民票の写し | |  | ◇ | 本籍地記載の住民票 |
| 新任役員の登記されていないことの証明書 | |  | ◇ | 法務局で取得 |
| 登記事項証明書 | |  | ◇ | 法務局で取得 |
| 政令で定める使用人の氏名及び住所に変更があった場合 | 住民票の写し | |  | ◇ | 本籍地記載の住民票 |
| 登記されていないことの証明書 | |  | ◇ | 法務局で取得 |
| 未成年者である場合においてその法定代理人の氏名及び住所に変更があった場合 | 住民票の写し | |  | ◇ | 本籍地記載の住民票 |
| 登記されていないことの証明書 | |  | ◇ | 法務局で取得 |
| 申請者が法人である場合に、株式及び出資の額が１００分の５以上の所有者の氏名又は名称及び住所に変更があった場合 | 住民票の写し | |  | ◇ | 本籍地記載の住民票 |
| 登記されていないことの証明書 | |  | ◇ | 法務局で取得 |
| 登記事項証明書  （株式等の所有者が法人の場合） | |  | ◇ | 法務局で取得 |
| 保有する株式の数又は出資の金額を記載した書類 | |  | ◇ |  |
| 標準作業書の記載事項に変更があった場合 | | |  | ◇ | 新規の標準作業書 |
| 自動車リサイクル法及び廃棄物処理法（産業廃棄物処理業）の許可番号に変更があった場合 | | |  | ◇ | 許可証の写し |

**自動車リサイクル法の解体業変更届出に関する必要な書類一覧**

自動車リサイクル法の解体業変更届出には、次の一覧表に挙げる書類が必要です。変更届出について、提出する書類を確認の上、大分市廃棄物対策課へ提出してください。なお、提出部数は１部ですが、収受日付印のある控えが必要な場合は、提出の際にもう１部ご準備ください。また、表中の記号については、以下のとおりです。

　〇＝必ず提出する　　◇＝内容に変更があれば提出する